

成年後見制度の活用

精神上の障害により判断能力が不十分であるため契約等の法律行為をすることが困難な人達を、成年後見人（補佐人・補助人）が支援し、その人達の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することによって、基本的人権を保護し人間らしく生きられるようにする制度。判断能力が不十分な人のうち、未成年者には親権者という法定代理人があり、親権者がいない場合には、未成年後見人を選ぶことになっています。親権者か未成年後見人が本人にかわって法律行為をすることになります。しかし、成人に達した人にはそうした代わって法律行為をしてくれる人がいません。そのような人が自分の為に法律行為をしてくれる人を選任できて、自分の利益を享受できるようにするのが「成年後見人制度」です。制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」に大別されます。法定後見制度は、法律の規定に基づいて、本人の判断能力が不十分な状態になってから、家庭裁判所が成年後見人・保佐人・補助人を選任し、その成年後見人等に代理権や同意権・取消権・追認権を与えて、本人を支援する制度です。これに対し、任意後見制度は、契約による後見の制度で、本人が判断能力のある間に判断能力が不十分な状態に備えて契約（任意後見契約書を公正証書で作成）によって任意後見受任者（発効後任意後見人になる）を選任し、その任意後見人に代理権を与えるという制度です。

高齢化社会の到来とともに、認知症を発症する高齢者が増加しています。そこに付け込んだ悪質商法の犠牲になられる方が全国で後を絶ちません。認知症の高齢者を地域で守ろうと動きが、東京都などで始まっています。地域の住民が後見人になるには、正直ハードルが高いように見えますが、研修を積むことで可能になると思います。有資格者（弁護士・司法書士・社会福祉士等）は数に限りがあり期待は出来ません。第三者後見人に報酬はありますが、生活を支える収入にはなりません。ボランティア精神にあふれた市民後見人を早く育成すべきではないでしょうか。（市民後見人をチェック、サポートする組織も必要）

2008年からの「犯罪収益移転防止法」の施行により、介護保険のかかわる施設等の使用契約、不動産の処分、保険金の請求、預金口座の開設、大口現金取引（200万円越える）保証人となる時など、多くの場面で本人確認が必要となります。自分の親の後見人にならない時やご本人が誰かに後見を頼まなければならない事がすぐそこに迫っているかもしれません。